⑷　ＤＧＣは、ＧＢ２のｂ７～ｂ１の７ビットから成り、連結する内容の異なるデータグループの順序を示す連続番号とする。

　データグループが１つの場合を含み最初のデータグループのＤＧＣを「０」とし、最大値を「127」とする。

⑸　ＤＧＳは、ＧＢ３、ＧＢ４及びＧＢ５の24ビットから成り、データグループデータのバイト数を「１」～「16777215」の範囲内で２進値により示す。

３　データグループデータ（ＤＧＤ）は、データグループとして伝送される情報の符号化されたデータであり、ＤＧＤの先頭から８ビット（１バイト）を単位として配列順にＤＤ１、ＤＤ２、ＤＤ３…とする。各ＤＤのｂ１～ｂ８はＧＢのｂ１～ｂ８に各々対応する。

４　冗長ビット（ＣＲＣ）は、16ビットのサイクリック・リダンダンシー・チェック符号とし、その生成多項式は次式とする。

$G(X)=X^{16}+X^{12}+X^{5}+1$

　誤り検出符号は、データグループのデータを生成多項式で除した剰余の多項式に基づく16ビットのＣＲＣ符号とする。符号化区間はデータグループヘッダの先頭からデータグループデータの終端までとする。

　ＣＲＣ符号の生成は、誤り検出の符号化区間の情報ビット数を（ｎ－16）とする場合、情報ビットの値を$C_{n-1}X^{n-1}+C_{n-2}X^{n-2}+\cdots+C_{16}X^{16}$の各項の係数値とし、これを生成多項式$G(X)=X^{16}+X^{12}+X^{5}+1$で除した剰余の多項式である$S_{15}X^{15}+S_{14}X^{14}+\cdots+S_{0}X^{0}$の各項の係数値をＣＲＣ符号とし、上位桁から順にデータグループデータに続いて順次配列する。

５　データグループの伝送においては、同一の論理チャネルにおいて、１つのデータグループに属するパケットデータは連続して伝送し、他のパケットデータの割込み伝送は行わないこととする。

２　ＤＧ構成２

データグループヘッダ ＤＧＨ	データグループデータ ＤＧＤ	冗長ビット ＣＲＣ

注１　データグループは、８ビットを単位として先頭からＧＢ１、ＧＢ２、ＧＢ３…で表す。各ＧＢのｂ１～ｂ８はＤＢのｂ１～ｂ８に各々対応する。

２　データグループヘッダ（ＤＧＨ）は、データグループ識別２（ＤＧＩ２）及びデータグループ更新（ＤＧＮ）から成り、データグループのＧＢ１の１バイトを使用する。

　以下にデータグループヘッダの構成を示す。

	b8	b7	b6	b5	b4	b3	b2	b1
ＧＢ１	ＤＧＩ２							ＤＧＮ
ＧＢ２								

⑴　ＤＧＩ２は、ＧＢ１のｂ８～ｂ２の７ビットから成り、データグループの種別を２進値対応で示す。

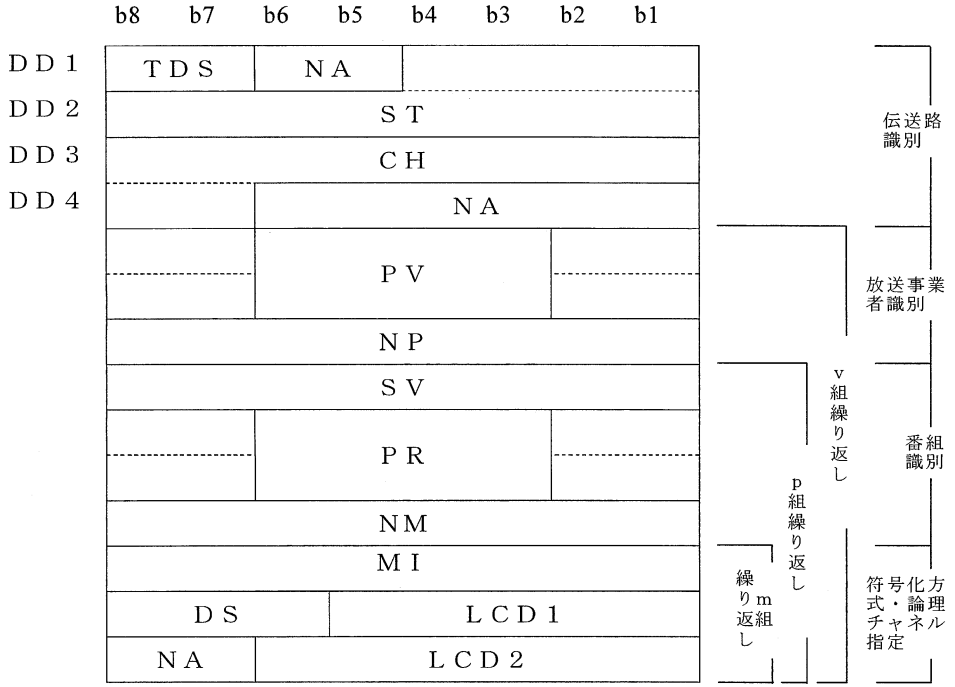
⑵　ＤＧＮは、ＧＢ１のｂ１の１ビットから成り、同一のＤＧＩ２において、データの内容を更新する場合“1”とし、同一内容を連送する場合“0”とする。

３　データグループデータ（ＤＧＤ）は、ＤＧ構成１の注３と同一とする。

４　冗長ビット（ＣＲＣ）は、ＤＧ構成１の注４と同一とする。ただし、パケットに配列したデータグループデータ及びＣＲＣが最終データブロックを全て満たさない場合は、データブロックの残りの領域は全て“0”とする。

５　データグループの伝送においては、同一の論理チャネルにおいて、１つのデータグループに属するパケットデータは連続して伝送し、他のパケットデータの割込み伝送は行わないこととする。

別図第五号　伝送制御データの構成



注１　伝送制御データ（ＴＣＤ）は、番組の識別及び番組を構成する信号を伝送する論理チャネルの指定等を行う制御データである。

２　伝送制御データは、伝送路識別、放送事業者識別、番組識別、符号化方式、パケット構成、データグループ構成及び論理チャネルの指定から成る。

　放送事業者識別以降の符号は、この伝送制御データが扱う基幹放送事業者又は基幹放送局提供事業者（以下「放送事業者」という。）の数（ｖ）に応じた組の符号が続き、番組識別以降の符号は、その放送事業者の送出する番組数（ｐ）に応じた組の符号が続き、符号化方式、パケット構成、データグループ構成及び論理チャネルを指定する符号は、その番組で使用する符号化方式の数（ｍ）の組の符号となる。

３　伝送制御データ符号構成（ＴＤＳ）は、ＤＤ１の上位２ビット（ｂ８及びｂ７）から成り、「０」は以下に規定する伝送制御データの構成を指定し、他は未定義とする。

４　放送局識別（ＳＴ）は、データを多重伝送するテレビジョンの放送局等を識別するものであり、ＴＣＤのＤＤ１のｂ４～ｂ１及びＤＤ２の12ビットの２進値で放送局を指定する。

５　放送チャネル（ＣＨ）は、放送チャネルを識別するものであり、ＴＣＤのＤＤ３及びＤＤ４のｂ８及びｂ７の10ビットから成る。ただし、衛星基幹放送局の場合は、ＳＴで識別する放送局が送信する放送チャネルを識別するものとし、ＤＤ３のｂ８～ｂ５で衛星軌道の識別を、ＤＤ３のｂ４～ｂ１並びにＤＤ４のｂ８及びｂ７でチャネル番号の識別を行う。

６　放送事業者（ＰＶ）は、放送事業者を識別するものであり、放送事業者識別の先頭の２バイトの２進値で指定する。

７　番組数（ＮＰ）は、ＰＶで指定される放送事業者が当該ＴＣＤにより伝送制御を行う番組数を示すものであり、ＰＶに続く１バイトの２進値で「１」～「255」の範囲でｐを指定する。

８　サービス番号（ＳＶ）は、データ多重放送のサービスの種類を識別するものであり、番組識別の先頭の１バイトの２進値で指定する。